

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税に関する事務(個人住民税) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、地方税に関する事務(個人住民税)において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成27年12月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	16 地方税法に関する事務(個人住民税)
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、原則として1月1日現在で豊後大野市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税し、徴収する。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収している。</p> <p>具体的な手続き及びその使用するシステムは、</p> <p>①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の個人住民税の賦課徴収に関する事務又は個人住民税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)-ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ</p> <p>②個人住民税の障害者控除の適用-ア、イ、ウ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ</p> <p>③個人住民税の減免-ア、イ、ウ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ</p> <p>④個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用-ア、イ、ウ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ</p> <p>※ エクセル、桐ファイルについては個人番号での管理を行わない。</p>
③システムの名称	(ア)Acrocity個人住民税、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)申告課税支援システム、(エ)Acrocity総合収納管理、(オ)総合滞納管理、(カ)MICJET番号連携サーバー、(キ)中間サーバー、(ク)エクセル、(ケ)桐、(コ)eLtaxシステム、(サ)国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、申告課税支援情報ファイル、総合収納管理情報ファイル、総合滞納管理情報ファイル、中間サーバーファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 119, 120の項</p> <p>2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の27の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 多田 尚三
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
12月21日	I 1.②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、原則として1月1日現在で豊後大野市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税し、徴収する。</p> <p>なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収している。</p> <p>具体的な手続き及びその使用するシステムは、</p> <p>①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の個人住民税の賦課徴収に関する事務又は個人住民税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）－ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ</p> <p>②個人住民税の障害者控除の適用－ア、イ、オ、カ、ク、ケ</p> <p>③個人住民税の減免－ア、イ、オ、カ、ク、ケ</p> <p>④個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用－ア、イ、オ、カ、ク、ケ</p> <p>※ エクセル、桐ファイルについては個人番号での管理を行わない。</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、原則として1月1日現在で豊後大野市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税し、徴収する。</p> <p>なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収している。</p> <p>具体的な手続き及びその使用するシステムは、</p> <p>①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の個人住民税の賦課徴収に関する事務又は個人住民税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）－ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ</p> <p>②個人住民税の障害者控除の適用－ア、イ、ウ、カ、ク、ケ、コ、サ</p> <p>③個人住民税の減免－ア、イ、ウ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ</p> <p>④個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用－ア、イ、ウ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ</p> <p>※ エクセル、桐ファイルについては個人番号での管理を行わない。</p>	事前	
12月21日	I 1.③システムの名称	<p>(ア)Acrocity個人住民税、(イ)申告課税支援システム、(ウ)Acrocity総合収納管理、(エ)総合滞納管理、(オ)中間サーバー、(カ)エクセル、(キ)桐、(ク)eLtaxシステム、(ケ)国税連携システム</p>	<p>(ア)Acrocity個人住民税、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)申告課税支援システム、(エ)Acrocity総合収納管理、(オ)総合滞納管理、(カ)MICJET番号連携サーバー、(キ)中間サーバー、(ク)エクセル、(ケ)桐、(コ)eLtaxシステム、(サ)国税連携システム</p>	事前	
12月21日	I 2.特定個人情報ファイル名	<p>個人住民税情報ファイル、申告課税支援情報ファイル、総合収納管理情報ファイル、総合滞納管理情報ファイル、中間サーバーファイル、エクセルファイル、桐ファイル</p>	<p>個人住民税情報ファイル、申告課税支援情報ファイル、総合収納管理情報ファイル、総合滞納管理情報ファイル、中間サーバーファイル</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
12月21日	I 4.②法令上の根拠	<p>1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 16, 9, 8, 10, 18, 26, 42, 57, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 80, 87, 94, 97, 107, 108, 114, 27, 28, 37, 113, 102, 103, 31, 54の項</p> <p>2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の27の項</p>	<p>1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85 2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 10 8, 113, 114, 115, 116, 117, 119, 120の項</p> <p>2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の27の項</p>	事前	
12月21日	I 5.②所属長	税務課長 加藤 利隆	税務課長 多田 尚三	事後	